

平成 26 年 10 月 2 日

特定個人情報保護委員会 御中

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
会 長 荻 原 紀 男

**「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（素案）Ver. 2」
および「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」に関する要望**

当協会では、第 28 回特定個人情報保護委員会にて配付されていましたが「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（素案）Ver.2『以下、「ガイドライン素案 Ver.2」という』および「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）『以下、「別添安全管理措置」という』について、下記の通り要望をとりまとめましたので、ご提出申し上げます。本要望内容を十分お汲み取りいただき、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに

我が国の中小企業・小規模事業者は約 380 万社（99%）おり、その従業員数も約 3,200 万人（70%）にも上る。今後個人番号を普及させるためには中小事業者への普及が欠かせない。

今回の別添安全管理措置では、利用者側の運用の一助となる「手法の例示」や、中小規模事業者のための「中小規模事業者における対応方法」が追加されており、利用者への配慮がなされている点で評価できる。特定個人情報の普及にあたっては、今後も利用者側の運用の一助となる「手法の例示」の追加・拡充を積極的に実施していただきたい。

一方、中小事業者が企業活動を維持しつつ、特定個人情報保護委員会が検討を行っている「ガイドライン素案 Ver.2」や「別添安全管理措置」を実施することは業務負荷が非常に高く、企業活動に支障をきたすことが予想される。

今後の個人番号の普及のため、そして日本経済の原動力である中小規模事業者のため、以下を要望する。

1. 中小規模事業者の定義について

中小企業基本法に規定されている 300 名としていただきたい。

「別添安全管理措置」の 51 頁に記載される中小規模事業者の定義について、設定された 100 名以下の基準についての法的根拠が不明である。

一般的に中小企業経営者は中小企業基本法や租税措置法、労働基準法などに規定する従業員数・資本金額を元に、従業員の調達から育成、組織配置の最適化をはかっている。

新しい基準が設けられた場合、これが制約条件となり、企業経営の判断に大きな支障をきたす恐れがある。

従前の存続法を元に中小規模事業者の定義を設定することが望ましいが、中小企業基本法等を選定しなかった理由や 100 名を基準とした根拠を開示いただくことで中小企業への理解を得る必要があると考える。

なお当協会では、前回の要望書にも中小企業基本法の定義（300 名）で中小規模事業者の範囲を検討していただきたいと申し入れを行っている。

2. 中小規模事業者への適用猶予の検討

「ガイドライン素案 Ver.2」については中小規模事業者が判断できるよう、「手法の例示」の追加や「中小規模事業者における対応方法」という項目が追加されているが、具体的に中小規模事業者が設備投資をおこなったり、取扱規定を作成するにあたっての情報が少ないように考えられる。内部の規定や運用マニュアルなどは見直しや再作成をおこなうとしても経営資源への影響度が低いが、情報化やセキュリティ化等に対する設備投資を誤った場合に、資金を含む資源の再投資は非常に困難であることが想定される。

一般企業が税番号制への対応が定着する一定の期間を見計らい、健全な制度対応ができるように、適用期間の猶予を設けていただけるよう検討をお願いしたい。

具体的には、個人情報保護法附則第 1 条にあるように、民間企業に対して「個人情報を保護する体制」を確立するための期間（2 年）を目安として検討頂きたい。

以上